○厚生労働省告示第百二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）
八　（略）	八　（略）
(1)～(188)　（略）	(1)～(188)　（略）
(189)　エボカルセト	(189)～(389)　（略）
(190)～(390)　（略）	（新設）
(391)　シタグリプチンリン酸塩水和物・イプラグリフロジン　L―プロリン	(390)～(552)　（略）
(392)～(554)　（略）	（新設）
(555)　テジゾリドリン酸エステル	(553)～(933)　（略）
(556)～(936)　（略）	（新設）
(937)　ミガーラスタット	(934)～(999)　（略）
(938)～(1003)　（略）	（新設）
(1004)　ラサギリン	(1000)～(1061)　（略）
(1005)～(1066)　（略）	（新設）
(1067)　レテルモビル	(1062)～(1092)　（略）
(1068)～(1098)　（略）	
九　（略）	九　（略）

○厚生労働省告示第百二十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の四第一項の規定に基づき、平成二十七年厚生労働省告示第四百八号（職務経歴等記録書の様式を定める件）の全部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式による職務経歴等記録書及びこの告示の適用後一年以内にこの告示による改正前の様式により作成された職務経歴等記録書は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書の様式は次のとおりとする。